

長久手市地域防災計画の修正(案)の要旨

I 長久手市地域防災計画の修正の根拠

市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

II 主な修正内容

1. 避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正

令和6年能登半島地震における教訓を踏まえた「防災基本計画」の修正及びスフィア基準※を取り入れた「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の改定等を受け、避難生活の良好な生活環境確保に向けた対応について修正する。

主な修正事項は以下のとおり。

① 生活空間の確保

内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保すること等

② 生活用水の確保

給水タンク、貯水槽、防災井戸等の整備を図り、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保に努めること等

③ トイレの確保・管理

簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めること等

④ 食事の質の確保

栄養バランスの取れた適温の食事の提供等、質の確保に配慮すること等

⑤ 在宅・車中泊避難者への支援

在宅避難者や車中泊避難者等への支援方策の検討や、被災者支援に係る情報の提供に努めること等

※スフィア基準

難民キャンプの劣悪な環境で多くの人々が亡くなった反省から、災害や紛争の影響を受けた人々が尊厳ある生活を営むため必要な最低基準として作られた国際基準。トイレの衛生、一人当たりの居住スペースなど、災害時避難所に適用できる基準が含まれている。

<主な修正箇所>

種類	編・章	要旨	修正案
■風水害等編	第2編第9章第1節	避難所の指定・整備	P36・37
	第3編第6章第2節	医療救護・防疫・保健衛生対策	P80
	第3編第9章第1節	避難所の開設・運営	P90・91
■地震編	第2編第7章第1節	避難所の指定・整備	P41・42
	第3章第7章第2節	医療救護・防疫・保健衛生対策	P88
	第3章第10章第1節	避難所の開設・運営	P94・95

現行	修正案						
第1節 避難所の指定・整備 第2 指定避難所の指定 1 略 2 <u>避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</u> <u>一人当たりの必要占有面積</u> <table border="1"> <tr> <td><u>1㎡/人</u></td><td><u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u></td></tr> <tr> <td><u>2㎡/人</u></td><td><u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u></td></tr> <tr> <td><u>3㎡/人</u></td><td><u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u></td></tr> </table> ※ <u>介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配慮上の工夫を行う。</u> <u>また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</u> <u><新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積></u> <u>一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は、1～2m以上空ける。（人数に応じて区画の広さは調整する。）</u> 3 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>（追記）</u>備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。 第4 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難<u>所</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>（追記）</u>テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション <u>（追記）</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。	<u>1㎡/人</u>	<u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u>	<u>2㎡/人</u>	<u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u>	<u>3㎡/人</u>	<u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u>	第1節 避難所の指定・整備 第2 指定避難所の指定 1 略 2 <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。</u> 3 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、</u>備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。 第4 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難<u>生活</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>給水タンク、貯水槽、防災井戸、</u>テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、<u>炊き出し設備、入浴設備</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。
<u>1㎡/人</u>	<u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u>						
<u>2㎡/人</u>	<u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u>						
<u>3㎡/人</u>	<u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u>						

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

■風水害等編（第3編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策）②

現行	修正案
第1節 避難所の開設・運営 第6 避難所の運営と安全管理 <u>(追記)</u>	第1節 避難所の開設・運営 第6 避難所の運営と安全管理 13 避難の長期化に伴う対応 避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (1) プライバシーの確保状況 (2) 入浴施設設置の有無及び利用頻度 (3) 洗濯等の頻度 (4) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度 (5) 暑さ・寒さ対策の必要性 (6) 食料の確保、配食等の状況 (7) し尿及びごみの処理状況 (8) 避難者の健康状態 (9) 指定避難所の衛生状態

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

■風水害等編（第3編 第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策）③

現行	修正案
第2節 防疫・保健衛生 第2 防疫の方法 4 ねずみ、昆虫等の駆除及び避難所環境の整備 (1) 避難所や生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、 <u>(追記)</u> 被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。	第2節 防疫・保健衛生 第2 防疫の方法 4 ねずみ・昆虫等の駆除及び避難所環境の整備 (1) 避難所 <u>の</u> 生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、 <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。</u>

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

■風水害等編（第3編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策）④⑤

現行	修正案
第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営
第6 避難所の運営と安全管理	第6 避難所の運営と安全管理
7 物資の配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとること。 <u>（追記）</u> <u>（追記）</u> <u>（追記）</u>	7 物資の配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとること。 <u>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。</u> 10 在宅避難者等の支援拠点 <u>市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> 11 車中泊避難を行うためのスペース <u>市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u>
10 ペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを（追記） その 避難者へ周知・徹底を図ること。また、（追記）獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。	12 ペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼養場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼養場所や飼養ルールを飼い主及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

2. 情報の収集・連絡体制の整備に係る修正

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、市において、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることについて追記。

<主な修正箇所>

種類	編・章	要旨	修正案
■風水害編	第2編第7章第6	情報の収集・連絡体制等の整備	P 29
	第2編第9章第1節	避難所の指定・整備	P 37
■地震編	第2編第5章第7	情報の収集・連絡体制等	P 35
	第2編第7章第1節	避難所の指定・整備	P 42

■風水害編（第2編 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備）

現行	修正案
第6 情報収集・連絡体制等の整備	第6 情報収集・連絡体制等の整備
2 通信施設・設備等 その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。 <u>（追記）</u>	2 通信施設・設備等 その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。 <u>通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u>

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

■風水害編（第２編 第９章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策）

現行	修正案
第１節 避難所の指定・整備 第４ 避難所が備えるべき設備の整備 １ 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、 <u>(追記)</u> ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等 ２ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等	第１節 避難所の指定・整備 第４ 避難所が備えるべき設備の整備 １ 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、 <u>衛星通信を活用したインターネット機器、</u> ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等 ２ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

